

## 第1節 航空安全プログラム等の更なる推進

我が国民間航空の安全性を向上するため、国が安全指標及び安全目標値を設定してリスクを管理するとともに、義務報告制度・自発報告制度等による安全情報の収集・分析・共有等を行うことで、航空安全対策を更に推進する。

また、航空の安全上の課題を特定し、これに対処するための具体的取組等を取りまとめた、世界航空安全計画（GASP）を踏まえ、国家航空安全計画（NASP）（仮称）の策定を行う。

- 1 航空安全プログラム（SSP）に基づく安全の推進
- 2 業務提供者における安全管理システム（SMS）の強化
- 3 安全に関する航空法規等の策定・見直し等
- 4 業務提供者に対する監査等の強化
- 5 安全情報の収集・分析等
- 6 安全文化の醸成及び安全監督の強化
- 7 国家航空安全計画（NASP）（仮称）の策定

## 第2節 航空機の安全な運航の確保

安全を確保しつつ、航空輸送の発展等を図るためには、十分な技能を有する操縦士等の安定的な供給を確保することが必要である。このため、独立行政法人航空大学校における着実な操縦士養成の実施や航空会社等と連携した航空整備士養成のための専門学校等の学生に対する無利子貸与型奨学金の創設・開始等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた各種取組を推進する。

航空機の運航に係る新たな技術や手法（測位衛星を用いた運航方式等）に加え、航空機運航分野におけるCO<sub>2</sub>排出削減に向けた取組（航空機の飛行燃料に係る規制状況の調査等）について、国際民間航空機関（ICAO）や諸外国の動向を継続的に把握し、国内の運航基準への適切な反映を行う。

平成30年から令和元年にかけて、操縦士の飲酒に係る不適切事案が相次いで発生したこと等を踏まえ、操縦士のアルコール摂取に関する適切な教育を含む日常の健康管理の充実や身体検査の適正な運用に資する知識の普及啓発を図るとともに、航空会社に対する定期的な監査・指導を実施する。さらに、操縦士の身体検査を行う医師（指定医）等に対する講習会、指定医が所属する航空身体検査指定機関等に対する立入検査を着実に実施することにより、能力水準の維持・平準化を図る。

危険物輸送に関する国際的な安全基準の検討に

積極的に参画し、我が国としての技術的な提案を行う。また、これらの動向を踏まえ国内基準の整備を図るとともに、危険物教育訓練の徹底・指導や、危険物に関するルールの周知・啓蒙を図ることで制度の実効性を高める。

小型航空機の事故を防止するため、引き続き関係団体等と連携して安全情報の発信を強化していくほか、操縦者の技量維持・向上及び操縦技能審査員に対する講習の充実等により、更なる特定操縦技能審査制度の実効性向上に取り組む。さらに、小型航空機の事故等の発生時の原因究明や操縦士の技量向上等のため、引き続き「小型航空機用FDM導入ガイドライン」を活用してFDMの普及促進を図る。

事業者が社内一丸となって安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

平成29年9月に航空機からの落下物事案が続けて発生したことを踏まえ、30年3月に「落下物対策総合パッケージ」を策定した。同パッケージに基づき、同年9月に「落下物防止対策基準」を策定し、本邦航空会社のみならず、日本に乗り入れる外国航空会社にも対策の実施を義務付けてお



り、本邦航空会社は31年1月から、外国航空会社は同年3月から適用している。また、29年11月より、国際線が多く就航する空港を離着陸する航空機に部品欠落が発生した場合、外国航空会社を含む全ての航空会社等から報告を求めている。報告された部品欠落情報については、原因究明の結果等を踏まえて国として航空会社への情報共有や指示、必要に応じて落下物防止対策基準への対策追加等を実施しており、再発防止に活用している。引き続き、「落下物対策総合パッケージ」に盛り込まれた対策を関係者とともに着実かつ強力に実施していく。

我が国に乗り入れている外国航空会社の運航する機体に対する立入検査（ランプ・インスペクション）の充実・強化を図るとともに、外国航空機による我が国内での事故及び重大インシデント等の不具合が発生した際には、必要に応じ、関係国の航空安全当局及び日本に乗り入れている外国航空会社に対して原因の究明と再発防止を要請する。また、諸外国の航空当局と航空安全に係る情報交換を進めるなど連携の強化に努める。

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空交

通の安全に寄与するとともに、航空機の運航・航空交通流管理を支援するため、航空気象情報を提供している。航空気象情報の更なる精度向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な提供を実施するため、航空機の運航に必要な空港の気象状況を観測する装置の整備や高度化を進める。特に、令和6年度は、成田国際空港において、航空機の離着陸に多大な影響を及ぼす低層ウィンドシア（大気下層の風の急激な変化）を検知する空港気象ドップラーライダーの更新整備を行う。また、火山灰に対する航空交通の安全の確保及び効率的な航空機運航に資するよう、航空路火山灰情報や令和5年3月から提供を開始した推定噴煙流向報を適時・適切に発表する。

- 1 安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準等の整備
- 2 危険物輸送安全対策の推進
- 3 小型航空機等に係る安全対策の推進
- 4 運輸安全マネジメント評価の実施
- 5 落下物防止対策の強化
- 6 外国航空機の安全性の確保
- 7 航空交通に関する気象情報等の充実

### 第3節 航空機の安全性の確保

最新技術の開発状況や国際的な基準策定の動向等を踏まえ、航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を整備するとともに、航空機の検査及び運航・整備審査を的確に実施することにより、航空機の安全性を確保する。

さらには、国産及び輸入航空機について、その安全性を確保するため、米国・欧州の航空当局等との密接な連携を実施していく。

- 1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
- 2 航空機の検査の的確な実施
- 3 航空機の運航・整備体制に係る的確な審査の実施

### 第4節 航空交通環境の整備

航空交通の安全を確保しつつ、航空輸送の増大に対応するため、予防的な安全管理体制により安全対策を進めるとともに、老朽化が進んでいる基本施設（滑走路、誘導路等）、航空保安施設（無線施設、航空灯火等）等の更新・改良等を実施するほか、災害時における緊急物資等輸送拠点として

の機能確保や、航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性確保と首都機能維持に必要なとなる滑走路等の耐震対策及び浸水対策のハード対策に加え、ソフト対策として「統括的災害マネジメント」の考え方を踏まえ各空港で策定された空港BCP（A2（Advanced/Airport）-BCP）に基づき、



災害対応を行うとともに、訓練の実施等による実効性強化を推進する。

また、令和6年1月2日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を受けて、同年1月9日に公表した「航空の安全・安心確保に向けた緊急対策」を実施するとともに、同年1月19日より開催している「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」での議論を踏まえ、令和6年度夏頃をめどに中間とりまとめを行い、さらなる安全・安心対策を実

施する。さらに、最終的には、運輸安全委員会の事故調査報告も踏まえ、抜本的な安全・安心対策を講じる。

- 1 増大する航空需要への対応及びサービスの充実
- 2 航空交通の安全確保等のための施設整備の推進
- 3 空港の安全対策等の推進

## 第5節 無人航空機等の安全対策

無人航空機については、登録制度や飛行の許可・承認制度のほか、令和4年12月より運用を開始した機体認証制度や操縦ライセンス制度等を定めた航空法（昭27法231）やガイドライン等により、引き続き安全を確保していく。また、有人地帯での補助者なし目視外飛行（レベル4飛行）の実現等に伴い、無人航空機の運航頻度が上がることが予想される中、「空の産業革命に向けたロードマップ2022」に沿って、無人航空機のより安全で効率的な運航の実現のため、運航管理システム（UTMS）の段階的な導入に係る検討を進

める。

「空飛ぶクルマ」については、「空の移動革命に向けた官民協議会」を通じて令和5年度に策定した基準等に基づき、7年の大阪・関西万博における飛行の開始を目指し、安全性の審査を実施するとともに、交通管理に必要な情報提供・モニタリング等を行うための施設整備を進める。

- 1 無人航空機の安全対策
- 2 「空飛ぶクルマ」の安全対策

## 第6節 救助・救急活動の充実

航空機の遭難、行方不明等に迅速かつ的確に対応するため、関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制の充実・強化を図る。特に航空機の捜索・救難に関しては、遭難航空機の迅速な特定を行うため、国土交通省東京空港事務所に設置されている救難調整本部と捜索・救難に係る関係機関との実務担当者会議及び合同訓練を実施し、並びに救難調整本部において航空機用救命無線機（ELT）に登録された航空機、運航者等に関する情報の管理等を引き続き行う。

さらに、アジア太平洋地域における航空機の捜索・救難活動の連携強化のため、隣接国の捜索救難機関との間で、海上での発生を想定した捜索救難合同訓練を実施している。引き続き、合同訓練

に向けて必要な調整を行うなど、ICAOによる「アジア太平洋捜索救難計画」を着実に進める。

また、高所や火元に近い箇所での消火活動が可能なHRET（High reach extendable turret）の化学消防車両の導入とそれに備えた訓練を実施することにより、消防体制のより一層の強化を図っていくこととする。

空港職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

- 1 捜索救難体制の整備
- 2 消防体制及び救急医療体制の強化



## 第7節 被害者支援の推進

空港を離陸した自家用航空機が住宅地に墜落し、住民に死傷者を出す被害が発生するなどの事故の発生を受け、国が管理する空港等において自家用航空機を使用する際には、被害者保護のための航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していることを確認することにより、無保険の状態で飛行することがないように引き続き対策を講じる。なお、国が管理する空港等以外の空港等においても

同様の対策を要請していく。

また、国土交通省公共交通事故被害者支援室においては、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

## 第8節 航空事故等の原因究明と事故等防止

引き続き、運輸安全委員会は、独立性の高い専門の調査機関として、航空の事故及び重大インシデント（事故等）の調査により原因を究明し、国土交通大臣等に再発防止及び被害の軽減に向けた施策等の実施を求めていく。

調査においては、3Dスキャン装置やCTスキャン装置を活用し、デジタルデータを視覚的な数値、グラフ、画像又は映像に変換し、事故原因の鍵となる情報を探り出すなど、科学的かつ客観的な解析を進めていく。

## 第9節 航空交通の安全に関する研究開発の推進

航空交通の安全の確保とその円滑化を図るため、特殊気象下を含めた航空機運航の安全性及び効率性の向上、空港及び航空路における航空交通量の拡大、航空機運航による環境負荷（CO<sub>2</sub>、騒音）の低減等に関する研究開発を実施し、航空交

通システムの高度化に寄与する。

また、航空機の離着陸時の安全性向上等を目的として、滑走路等の設計・施工・補修及び点検方法の高度化に関する研究を行う。